

「衛生推進者」養成講習（第3回）

中小規模企業や、支店営業所などの出先の衛生管理担当者（非工業的業種〔注1〕）

【労働安全衛生法第12条の2】

主催：（一社）三田労働基準協会（幹事）
（一社）大田労働基準協会

常時10人～49人の労働者を使用する非工業的業種〔注1〕の事業場（企業や、支店営業所等の出先）では、労働安全衛生法第12条の2により、一定の実務経験者等から「衛生推進者」（工業的業種の場合は「安全衛生推進者」）を選任し〔注2〕、労働衛生に係る業務を担当させなければなりません。

つきましては、下記により「衛生推進者」を養成するための講習を開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

- 日時 2027年3月2日（火）10:00～16:40（開場 9:30）
- 会場 一般社団法人三田労働基準協会 1階 研修センター
港区芝 4-4-5 三田基準協会ビル（裏面案内図参照）
- 科目 法令に定める全科目（講師：労働衛生コンサルタント）
- 修了証 全科目受講された方（遅刻早退不可）に、当日講習終了後交付します。
修了証は（一社）三田労働基準協会〔東京労働局長登録第3号〕から発行されます。
- 定員 30名（先着順）
（企業・団体等で一定人数以上まとまる場合は、個別の講習開催に応じますので、ご相談下さい）
- 受講料 8,800円（テキスト代〔中災防発行〕・消費税込み）
大田労働基準協会会員 7,700円（協会でテキスト代（1100円）を助成します）
- 申込み方法等

- ①受講申込：裏面「申込書」により、大田労働基準協会あて Fax（03-3738-0128）してください。
- ②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は、受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします（申込書に必ず Fax 番号をご記入ください）。受講料は、2月24日（水）までに次の銀行口座にお振込みください（振込手数料はご負担願います）。

銀行名：三井住友銀行 蒲田支店
口座番号：普通預金 3687394
口座名義：一般社団法人大田労働基準協会

◆振込人名の前に講習会月日をお付けください（例 0302 ○○サンギョウ）

- ③受講の取消：2月24日（水）までの取消しは受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。
- ④受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提示ください。

問合先 （一社）大田労働基準協会 電話 03-3738-0118

〔注〕1 「衛生推進者」・「安全衛生推進者」の業種区分（事業場（企業単位ではありません）の規模は10人～49人）

業 種	
衛生推進者	下記以外の全ての業種、
安全衛生推進者	製造業、建設業、運送業、清掃業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、自動車整備業、機械修理業、各種商品卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等卸売業、家具・建具・什器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、林業、鉱業

2 「衛生推進者」の選任基準

①大学・高専卒業後1年以上の衛生の実務経験者、②高校卒業後3年以上の衛生の実務経験者、③5年以上の衛生の実務経験者、④衛生推進者養成講習の修了者の中から選任します。

